

東エリア特別支援学校高等部（仮称）開校準備委員会設置要綱

（委員会の設置）

第1条 軽度又は中度の知的障がいのある生徒等を対象にして、卒業後に主に福祉的就労を目指す東エリア特別支援学校高等部（仮称）（以下「新設校」という。）の開校準備を円滑に推進するため、東エリア特別支援学校高等部（仮称）開校準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所管事項）

第2条 委員会は前条の目的を達成するため、次の事項を所管する。

- （1）校名、校章、校歌などの開校準備に関すること
- （2）学校指定品の選定に関すること
- （3）その他、開校準備に関すること

（委員）

第3条 委員会は、次に掲げる9人以内の委員をもって構成し、教育長が委嘱する。

- （1）学識経験者
- （2）自治協議会代表
- （3）保護者代表
- （4）教育関係者
- （5）教育委員会事務局の職員
- （6）その他教育委員会が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は新設校開校までとし、欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 副委員長は、委員長が選任する。
- 4 委員長は、会務を統括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、原則公開とする。
2 会議の傍聴に関する事項は、別途定める。

（事務局）

第7条 委員会の事務局は、教育委員会指導部特別支援学校開校準備等担当に置く。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の設置、運営に関して必要な事項が生じた場合は、委員会で協議のうえ決定する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和5年7月4日から施行する。